

避難所運営
マニュアル

綾 瀬 市

令和4年6月

はじめに

- 1 避難所について……………p.7
- 2 避難所運営委員会……………p.8
- 3 活動班の役割と編成……………p.10
- 4 避難所運営の原則等……………p.11
- 5 避難所運営マニュアルの使い方……………p.11
- 6 発災後のフェーズ（段階）と対応ページ……………p.12

本 編

時期	やること	ページ
初動期 (発災直後 〜24時間)	初動期のフロー	p.14
	建物が安全か確認し、避難所を開設する準備をする	p.15
	建物の鍵をあける	p.16
	受付簿・避難者名簿を用意して、避難状況を把握する	p.17
	感染症に配慮して受入れ、他施設等を案内する	p.18
	避難所における共通ルールを掲示する	p.18
	避難者組をつくる	p.19
	市に避難所の状況を報告する	p.19
	食料や物資などの管理、配布を行う	p.20
	簡易トイレを設置する	p.20

時期	担当班	やること	ページ
展開期 (24時間 〜3週間程度)	全 体	展開期のフロー	p.22
	総 務	避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.25
		生活ルールをつくる	p.25
	施設管理	居住スペース計画をつくる	p.26
		車中泊避難者用駐車スペース計画をつくる	p.27
	情報広報	避難者のプライバシーを守り、取材に対応する	p.27
		生活の情報などを集める	p.28
		情報を提示する	p.28
		情報を管理する	p.29

時期	担当班	✓ やること	ページ
展開期 (24時間×3週間程度)	被災者管理	避難者名簿を管理する	p.29
		避難者と来訪者が会えるようにする	p.30
		避難者に電話があったことを伝える	p.30
		郵便を受付で対応し、場合に応じて室内に入れる	p.30
	施設管理	応急修繕箇所の修繕の要請	p.31
		避難所の管理	p.31
		防火対策	p.32
		施設内の防犯対策を計画し、体制を整える	p.32
		生活用水の確保	p.32
		防災倉庫の中にある資機材を管理する	p.33
		災害時特設公衆電話の設置	p.33
	食料物資	物資、食料の調達	p.34
		物資、食料の受入れ	p.34
		物資、食料の配布	p.35
		炊き出しの対応	p.35
		物資、食料の管理	p.36
	救 護	高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者への支援	p.36
		外国人への対応	p.37
		医療救護の体制づくり	p.37
		女性や子どもへの配慮対策	p.38
		車中泊避難者への対応	p.38
	衛 生	トイレに関する対応	p.39
		ごみに関する対応	p.40
		防疫に関する対応	p.40
		避難所の清掃、整理整頓	p.41
		ペット対策	p.42
		洗濯・風呂対策	p.42
	ボランティア	ボランティアの派遣を要請する	p.43
		ボランティアを受け入れる	p.43

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

時期	担当班	✓ やること	ページ
安定期 (おおむね3週間以降)	全 体	安定期のフロー	p.46
	総 務	避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.49
		避難所生活ルールを改善する	p.49
		居住スペースの再検討	p.49
	情報広報	復興支援のための情報収集と広報	p.50
	被災者管理	避難者名簿の更新	p.50
	施設管理	利用スペースの再検討	p.50
	食料物資	避難者からの要望に対応した物資、食料の調達	p.51
		栄養管理への対応	p.51
		物資、食料の管理	p.51
	救 護	心のケア対策	p.52
		要配慮者などへの対応	p.52
衛 生	衛生管理の徹底	p.52	
ボランティア	長期化に伴うボランティア対応	p.53	

時期	担当班	✓ やること	ページ
撤収期 (ライフライン回復以降)	全 体	撤収期のフロー	p.56
	総 務	避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.58
	施設管理	避難所閉鎖への準備計画	p.58
	情報広報	広報に使ったものを片づける	p.58
	被災者管理	避難者名簿の整理・保管	p.59
	施設管理	避難所利用スペースを縮小する	p.59
	食料物資	各活動班で使用したものを片付ける	p.59
	衛 生	避難所全体の整理整頓や清掃計画を作成する	p.59
	救 護	継続的な支援体制を検討する	p.60
	ボランティア	閉鎖を踏まえたボランティア対応	p.60

用語インデックス

用語インデックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.61

様式

様式 1	避難所開設チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.65
様式 2	施設安全点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.66
様式 3	健康状態チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.67
様式 4	受付簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.68
様式 5	避難者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.69
様式 6	来訪者受付用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.70
様式 7	応急修繕依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.71
様式 8	ペット登録台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.72
様式 9	物品使用簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.73
様式 1 0	避難所状況報告書（初動期用）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.74
様式 1 1	避難所状況報告書（第 報）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.75
様式 1 2	物資依頼票兼処理票・・・・・・・・・・・・・・・・ p.77
様式 1 3	避難所用品受払票・・・・・・・・・・・・・・・・ p.78
様式 1 4	食料依頼票兼処理票・・・・・・・・・・・・・・・・ p.79
様式 1 5	ボランティア受付票・・・・・・・・・・・・・・・・ p.80
様式 1 6	避難・連絡用紙・・・・・・・・・・・・・・・・ p.81
様式 1 7	避難所情報・広報板・・・・・・・・・・・・・・・・ p.82
様式 1 8	傷病者リスト・・・・・・・・・・・・・・・・ p.83
様式 1 9	取材者受付用紙・・・・・・・・・・・・・・・・ p.84

資料

資料 1	防災倉庫備蓄品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ p.86
資料 1 - 2	防災倉庫と異なる備蓄品保管場所の一覧・・・・・・・・ p.87
資料 2	防災倉庫備蓄品の写真・・・・・・・・・・・・・・・・ p.88
資料 3	ファーストミッションボックス一覧・・・・・・・・ p.90
資料 4	小・中学校備蓄食料等配布一覧表・・・・・・・・ p.91
資料 5	多人数用救急箱内容明細・・・・・・・・・・・・・・・・ p.92
資料 6	避難所運営委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ p.93
資料 7	避難者への物資・食料・水などの配分方針伝達文（案）・・ p.94
資料 8	避難所におけるペット飼育ルール広報文（案）・・・・・・・・ p.95

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

資料 9	災害時広報文例集	p.96
資料 1 0	取材者への注意事項	p.98
資料 1 1	車中泊避難者への留意事項	p.99
資料 1 2	緊急連絡先	p.100
資料 1 3	避難所運営委員会名簿	p.101
資料 1 4	校内使用箇所図面	p.102
資料 1 5 - 1	避難所における共通ルール	p.103
資料 1 5 - 2	避難所における共通ルール（やさしい日本語）	p.104
資料 1 6	避難所運営委員会規約	p.105

※資料 1 ～ 1 1 は全ての避難所に共通するもの、資料 1 2 ～ 1 6 は避難所ごとに作成する資料です。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

はじめに

はじめに、「避難所」、「避難所運営委員会」とはどのようなものか、そして、この「避難所運営マニュアル」はどのように使うかを説明します。

1 避難所について

(1) 避難所とは

避難所とは、災害時に生活の場を失った人が、ふつうの暮らしに戻れるまで一定期間生活をするとこです。

災害時における避難行動と避難所の関係

災害発生	大地震、大規模な風水害等
↓	建物倒壊・火災の拡大等により危険が迫ったとき
安全な場所に移動	一時避難場所（近くの公園等）/広域避難場所（大きな公園等）
↓	自宅で生活できないとき
生活の場を確保	避難生活を送る主な場所（状況に応じて選択）： ①避難所 ②親族・知人宅 ③ホテル等 ④その他
↓	
自宅	生活再建

(2) 避難所の種類と設置場所

避難所には次表の種類があり、中心となるのは小中学校です。そのため、避難者と同様に災害の被害者である児童・生徒たちの心身の安定を図るためにも、応急的な教育の実施場所や早期の教育再開に配慮し、地域のライフラインの回復や応急仮設住宅の建設状況を判断しながら、避難所の縮小・閉鎖を視野に入れた運営を目指します。



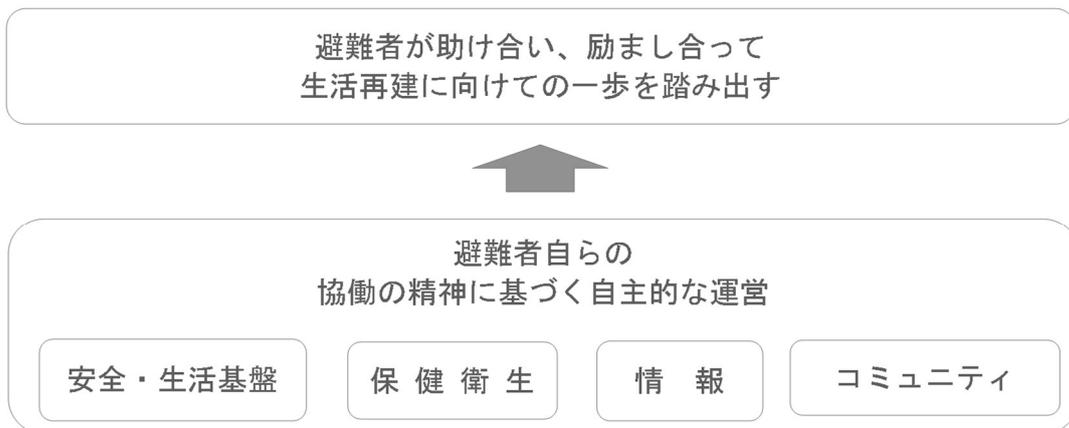
【避難所の種類と設置場所】

一次避難所	市内の小中学校 15 箇所 + 県立高校 2 箇所
二次避難所	各地区センター等 14 箇所
風水害時避難所	自治会館等 15 箇所 ※大規模災害時には風水害でも一次避難所を設置 (綾南小学校は浸水想定区域のため未設置)
福祉避難所	福祉避難所 16 箇所
地域避難所	地域避難所 18 箇所

(3) 避難所の機能

避難者が助け合い、励ましあって、生活再建に向けての一步を踏み出すため、避難所には安全・生活基盤の提供、保健・衛生の確保、情報の提供、地域コミュニティの維持・形成の支援といった機能があります。

【避難所の主な機能】



2 避難所運営委員会

(1) 避難所運営委員会

災害が発生したとき、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所運営管理体制を確立するため、綾瀬市では避難所運営委員会を設置しています。この避難所運営委員会は、綾瀬市地域防災計画に基づき、自主防災組織やボランティア団体などの地域住民の代表者、施設管理者及び市職員（地区対策本部員）で構成されています。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

(2) 活動内容

避難所運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と、平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し、活動します。

- ①運営委員会の運営に関すること（時間別の対応を含む）
- ②避難所の施設・備蓄品の維持管理に関すること（鍵の管理、避難所の配置を含む）
- ③避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること
- ④避難誘導體制の確立に関すること
- ⑤情報交換・連絡体制の確立に関すること（住民広報を含む）
- ⑥地域連携体制の確立に関すること
- ⑦訓練の実施に関すること
- ⑧その他必要な事項（高齢者、女性、障がい者等の対応策、衛生管理の知識習得、食料、物資の受入体制、ボランティアの受入体制を含む）

(3) 会議（避難所運営調整会議と避難所定例会議）

避難所運営委員会は、活動事項等の協議を行うため、次の2種類の会議を行います。なお、会議は会長が必要の都度召集し、その議長となります。

ア 避難所運営調整会議（平常時及び避難所開設時に開催）

平常時においては、上述の避難所運営活動、避難所開設時には、避難所運営の活動事項について協議を行います。

イ 避難所定例会議（避難所開設時に開催）

避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項を協議します。



【避難所運営委員会における2つの会議】

	避難所運営調整会議	避難所定例会議
構成員	会長、副会長、事務局長兼総務班長	会長、副会長、事務局長兼総務班長、その他各班長
平常時	運営方針やルールづくり 訓練の実施 防災に関する意識啓発活動の実施 ⇒標準的な対応を検討し、ルール化	(災害時のみ開催)
災害時	現に設置されている避難所における運営の活動事項について協議 ⇒規約・マニュアルに基づく具体的対応を協議	避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項の協議

もくじ

はじめに

初動期

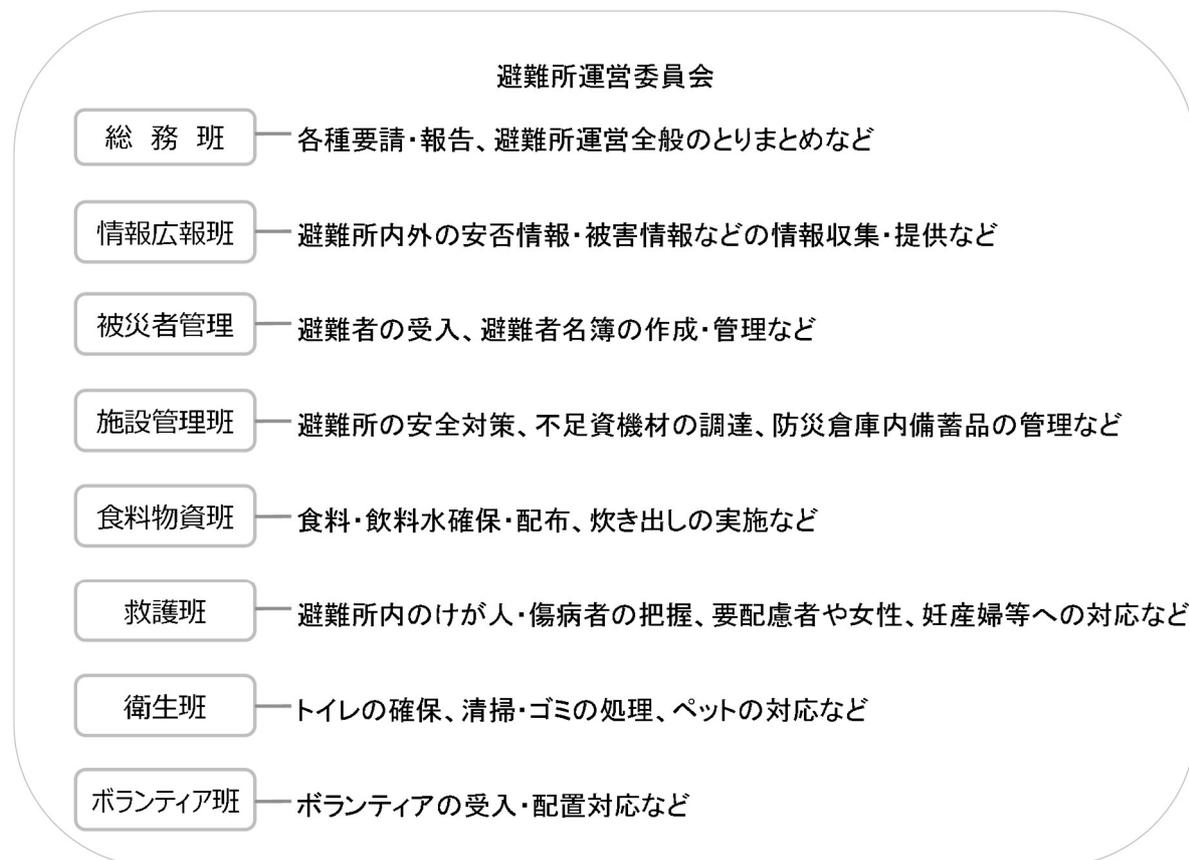
展開期

安定期

撤収期

3 活動班の役割と編成

避難所運営委員会の活動は、次の8つの活動班に分かれてお行います。



4 避難所運営の原則等

1 避難所では、避難者の自力再建を原則とします。

- (1) 避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、
資料 1 5 - 1「避難所における共通ルール」、資料 1 5 - 2「避難所における共通ルール（やさしい日本語）」を遵守します。
- (2) 避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないように、できるだけ交代や当番などにより対応することとします。
- (3) 避難所屋内避難者は、受け入れた部屋毎などに「避難者組」を組織して、活動班の業務に当番などで参加してください。
- (4) 避難所屋外避難者は、ブロックなどを区切って、「避難者組」を組織して、活動班の業務に当番などで参加してください。
- (5) プライバシー（個人情報の保護など）には十分配慮してください。

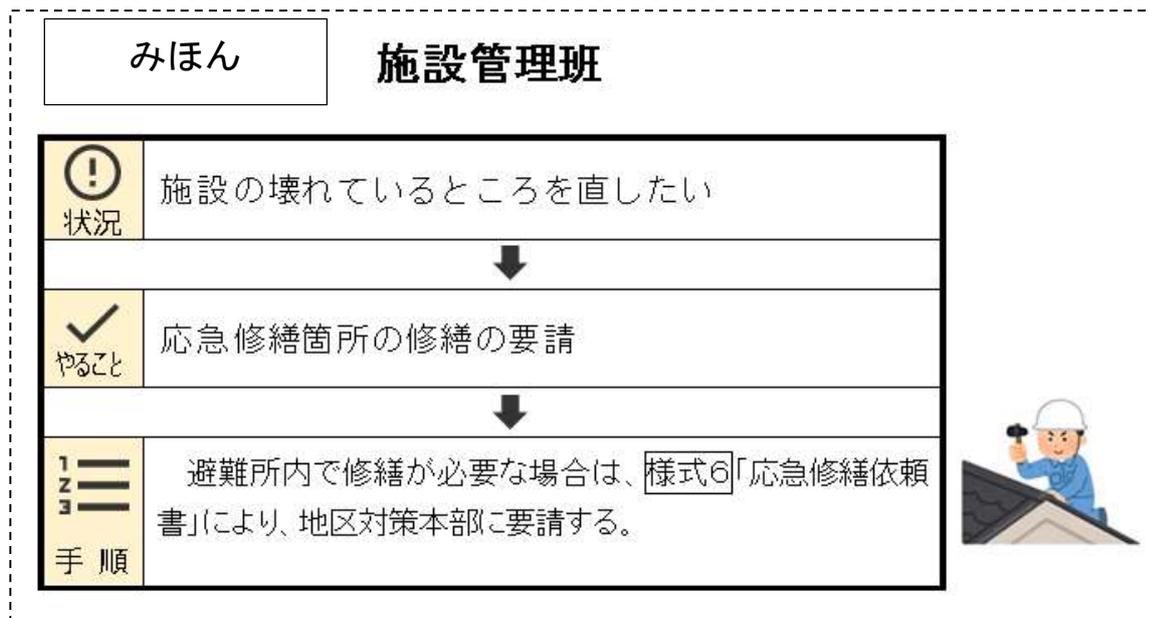
2 市災害対策本部は、避難所の後方支援を行います。

- (1) 避難所と定期的に連絡を取り、食料物資などの配布計画の作成と配布の実施を行います。
- (2) 地域の在宅避難者に対しても支援を行います。

5 避難所運営マニュアルの使い方

災害時にはいろいろな困った状況が出てきて、どのように対応をしたらいいのかわからないことも多くなります。そのため、このマニュアルの本編では災害時に想定される「状況」と、それに対応した「やること」を、発災後のフェーズ（段階）に応じて定め、その具体的な「手順」も順番に示してあります。

本編の後には、情報の収集や連絡に用いる「様式」と、活動の参考となる「資料」をつけています。資料は地域の関係者が必要となる名簿や図面を保管してください。なお、このマニュアルに書いていないやり方で避難所の対応をすることを妨げるものではありません。



6 発災後のフェーズ（段階）と対応ページ

初動期（発災直後～24時間） 発災後、避難所に来た直後の動き	p.13～20
↓	
展開期（24時間～3週間程度） 活動班に分かれ組織的な行動を開始する動き	p.21～44
↓	
安定期（おおむね3週間以降） 避難生活の長期化に対応する動き	p.45～54
↓	
撤収期（ライフライン回復以降） 生活が再建し、避難所の撤収に向けた動き	p.55～60

※各フェーズに示す時間・時期の表記は目安です。実際は被災状況や避難所運営の状況により異なる場合があります。

- もくじ
- はじめに
- 初動期
- 展開期
- 安定期
- 撤収期